

被災者生活再建支援金のご案内

「令和6年能登半島地震」により、住宅に被害を受けた世帯の方に被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援するものです。

このたび新潟市に、被災者生活再建支援法（以下「法」といいます）が適用になり、法に基づく被災者生活再建支援金（以下「法による支援金」といいます）が支給されます。このほか、新潟市では新潟県と連携して被災者生活再建支援事業を行い、支援金（以下「市支援金」といいます）を支給します。

申請受付期間を延長しました（4ページ参照）

1 対象世帯

この制度で支援金の支給を受けることのできる世帯とは、災害時に被害を受けた住宅に実際に住んでいた世帯です。その住宅の所有者であるかどうかを問いませんので、アパートや貸家が被害を受けた場合は、その入居者が申請者となります。

この制度の概要と支給対象の判断基準は次のとおりです。

2 制度の概要

法による支援金には、基礎支援金と加算支援金の2種類、市支援金は基本額の1種類があります。

(1) 複数世帯（世帯員が2人以上いる世帯）

世帯区分	住家の被害の程度	法による支援金			市支援金 基本額	支援金合計 (最大)
		基礎支援金	加算支援金			
複数世帯 (2人以上世帯)	全壊 (解体)	100万円	建設・購入	200万円	100万円	400万円
			補修	100万円		300万円
			賃貸	50万円		250万円
	大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	50万円	300万円
			補修	100万円		200万円
			賃貸	50万円		150万円
	中規模半壊	-	建設・購入	100万円	50万円	150万円
			補修	50万円		100万円
			賃貸	25万円		75万円
	半壊	-	-	-	50万円	50万円

(2) 単数世帯(世帯員が1人の世帯)

世帯区分	住家の被害の程度	法による支援金			市支援金 基本額	支援金合計 (最大)
		基礎支援金	加算支援金			
単数世帯 (1人世帯)	全壊 (解体)	75万円	建設・購入	150万円	75万円	300万円
			補修	75万円		225万円
			賃貸	37.5万円		187.5万円
	大規模半壊	37.5万円	建設・購入	150万円	37.5万円	225万円
			補修	75万円		150万円
			賃貸	37.5万円		112.5万円
	中規模半壊	-	建設・購入	75万円	37.5万円	112.5万円
			補修	37.5万円		75万円
			賃貸	18.75万円		56.25万円
	半壊	-	-	-	37.5万円	37.5万円

(3) 法による支援金(基礎支援金)と市支援金について

住宅の被害程度と世帯の区分により、支給されます。

(住宅が「半壊」、「中規模半壊」または「大規模半壊」の罹災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくとは非常に危険な場合や、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した場合「解体世帯」として、「全壊世帯」と同等の支援が受けられます。ただし、住宅が「半壊」として罹災判定を受けた住宅はすべて解体しなければ対象となりません。また、自己都合などの解体も対象外です。)

(4) 法による支援金(加算支援金)について

住宅の再建方法により、支給されます。(→ 詳細は、「7 加算支援金の留意点」を参照)

住宅の被害程度と世帯の区分により、先に上記(3)の「法による支援金(基礎支援金)」と「市支援金」を申請し、住宅の再建方法に応じて、後で(4)の「法による支援金(加算支援金)」を申請することができます。(半壊世帯は(3)の市支援金の手続きのみ可能です。)

(5) 注意事項

次の方は、この制度による支援金を受けることはできません。

ア アパートや貸家の所有者(大家さん)

イ 自己所有の住宅が被害を受けても、実際にその住宅に住んでいなかった場合(空き家)

ウ 単数世帯の方が、支給を受ける前(申請後の場合も含む。)に亡くなられた場合

3 支援金の支給

支給区分	支援金区分	支給者の名称
国	法による支援金(基礎支援金、加算支援金)	公益財団法人 都道府県センター
市	市支援金(基本額)	新潟市

4 法による基礎支援金と市支援金の支給申請時に必要な書類

必要書類	説明	支給区分
①被災者生活再建支援金支給申請書	法による支援金を受けるための書類です。 記入例を参考に記入してください。	国
②新潟市「令和6年能登半島地震による災害」に係る被災者生活再建支援金交付申請書	市支援金を受けるための書類です。 記入例を参考に記入してください。	市
③罹災証明書(写し)	複数世帯、単身世帯の世帯区分と住家の被害区分(「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」)が記載されているもの	国・市
④世帯主のマイナンバーカードまたは通知カード	世帯主のマイナンバーカードまたは通知カードにより、申請書にマイナンバーを記載していただきます。 ※マイナンバーが確認できない場合は「住民票の交付請求書」を窓口でご記載いただきます。	国・市
⑤世帯主名義の預金通帳	世帯主名義の預金通帳で、銀行・支店名、預金種目、口座番号、口座名義のフリガナ記載のあるもの	国・市

5 法による加算支援金の支給申請時に必要な書類

必要書類	説明	支給区分
①被災者生活再建支援金支給申請書	法による支援金を受けるための書類です。 記載例を参考に記入してください。 (上記4の「法による基礎支援金」と同時に申請する場合は、不要です。)	国
【加算支援金の申請をする場合】		
⑥契約書等の写し	住宅の建設、購入、補修又は賃貸等の契約書 なお、契約は被災後の契約であり、被災世帯主又は同一世帯に含まれている世帯員の契約であることが必要です(世帯主と世帯外員との共同契約も可)。	国

6 各支援金の申請受付期間

支援金種類	申請受付期間
基礎支援金 市支援金	令和6年1月24日から令和8年2月2日(月曜)まで (災害発生の日から13か月間。さらに12か月延長)
加算支援金	令和6年1月24日から令和9年2月1日(月曜)まで (災害発生の日から37か月間)

申請受付期間を延長し、終了日を平日に変更しました。

7 加算支援金の留意点

被災世帯が住宅を再建(建設、購入、補修)、あるいは被災世帯が生活の再建先として居住するための住宅を賃借する場合に、その再建方法に応じて支給されます。

【契約書のポイント】

建設: 工事内容(居室、風呂、トイレキッチンなど生活が完結することが分かること)、工期、請負金額、工事場所、双方署名捺印が分かる契約書を提出してください。また、工事名は「令和6年能登半島地震による災害にかかる住宅建設工事」としてください。

購入: 購入物件種別(プレハブ物件など恒久的な住まいではないものは対象外です)、所在地、引き渡し日、購入金額、契約日、双方捺印署名が分かる契約書を提出してください。

補修: 工事内容(補修部分が住宅構造体や住宅設備にかかるものであること(基礎、壁、柱、屋根、床、給排水設備、キッチン、風呂、トイレなど))、工期、工事場所、金額、契約日、双方署名捺印が分かる契約書を提出してください。また、工事名は「令和6年能登半島地震による災害にかかる住宅補修工事」としてください。なお、賃貸物件、動産の補修は対象外です。

賃貸: 物件種別(公営住宅、特別養護老人ホーム、老人保健施設、仮設住宅は対象外です)、所在地、家賃(あくまで賃貸ですので、費用(自己負担)が発生しない場合は対象外です)、契約期間、契約日、双方署名捺印が分かる契約書を提出してください。

8 お問い合わせ先について

〒 951-8550

新潟市中央区学校町通1-602-1

新潟市役所 福祉部 福祉総務課

電話 025-226-1169

FAX 025-225-6304

受付時間: 午前8時30分～午後5時30分まで(平日のみ)

被災者生活再建支援金支給申請書

【同意事項】 罹災証明書の被害程度が変更された場合、既に出されていた支給決定が取消又は変更されることに伴う差額を返還します。

被災者生活再建支援法人 申請日 令和 年 月 日
 公益財団法人 都道府県センター 理事長 殿
 上記【同意事項】に同意の上、被災者生活再建支援金の支給を申請します。

申請者氏名 _____

申請回数 [支給番号]	
初回	2回目 [以降]

世帯主以外の方が申請する場合はその理由：

I 被災時の世帯の状況について記入して下さい。

①世帯主の氏名

ふりがな	生年月日	性別
氏名	大・昭 平・令 年 月 日	男 女

②被災した住宅の住所 (被災住所)

〒 _____

③世帯員の氏名 (初めて申請される方は必ず記入してください。) 7人以上の場合は備考欄へ記入して下さい。

1	ふりがな	生年月日	4	ふりがな	生年月日
	大・昭 平・令 年 月 日	大・昭 平・令 年 月 日			
2	ふりがな	生年月日	5	ふりがな	生年月日
	大・昭 平・令 年 月 日	大・昭 平・令 年 月 日			
3	ふりがな	生年月日	6	ふりがな	生年月日
	大・昭 平・令 年 月 日	大・昭 平・令 年 月 日			

※世帯員とは、世帯主と住宅及び生計を1つにする世帯主以外の方をいいます。

II 被災世帯の現在の住所等を記入して下さい。

前回申請と同じ (前回申請と同じ場合は□に✓を記入し下表は空欄にしてください。)

現在の住所	<input type="checkbox"/> 被災住所と同じ 〒 _____
電話番号	() _____

III 世帯主の支援金の振込先口座を記入して下さい。

前回申請と同じ (前回申請と同じ場合は□に✓を記入し下表は空欄にしてください。)

金融機関名		支店名等		種別	口座番号	
				普通		
ゆうちょ銀行	記号	番号				
口座名義 (カナ)						

口座名義が世帯主と異なる場合はその理由を記入してください (前回と同じ名義であれば記入不要です)。

IV

(1) 申請する**基礎支援金**について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。
 (初めて申請される方は必ず記入してください。2回目以降は、特に必要がない限り空欄のままで結構です。
 なお、中規模半壊で初めて申請される場合には、(2)に記入してください。)

区 分	今回申請(A)		受給済(B)	
	複数世帯	単身世帯	複数世帯	単身世帯
全壊	100万円	75万円		
半壊解体	100万円	75万円		
敷地被害解体	100万円	75万円		
長期避難	100万円	75万円		
大規模半壊	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円

半壊解体・敷地被害解体の場合はその理由：

 申請額(A-B)： _____ 万円

(2) 申請する**加算支援金**について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。

区 分	今回申請(C)		受給済(D)		
	複数世帯	単身世帯	複数世帯	単身世帯	
建設・購入	200万円	150万円			
補修	100万円	75万円			
賃貸住宅 ※公営住宅入居者除く	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
中規模 半壊	建設・購入	100万円	75万円	100万円	75万円
	補修	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円
	賃貸住宅 ※公営住宅入居者除く	25万円	18.75万円	25万円	18.75万円

申請額(C-D)： _____ 万円

注) それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらのうちの高い方の額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を「申請額」の欄に記入してください。

V 初めての申請の際、世帯主のマイナンバーを以下へ記入した場合は住民票の添付が不要となります。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

市区町村本人確認欄

市区町村記入欄

添付書類確認欄

罹災 証明書	住民票	預金通帳 の写し	解体 証明書	敷地被害 証明書	長期避難 証明書	契約書 の写し	その他

備考欄

その他添付書類・申し送り事項等

※罹災証明書における被害の程度が変更となった場合は□に✓及びカッコへ変更経過を記入
 □ (【変更前】 → 【変更後】)

*この場合、都道府県センターで事実関係を確認後に、支給決定を行います。

担当部署 _____ 担当者名 _____

別記第1号様式（第4条関係）

新潟市「令和6年能登半島地震による災害」に係る
被災者生活再建支援金交付申請書

年 月 日

新潟市長 中原 八一 様

住 所

氏 名

（世帯主以外の者が申請する場合は、その理由： ）

次のとおり、「令和6年能登半島地震による災害」に係る被災者生活再建支援金の交付を申請
します。

1 被災世帯(世帯に属する者の総数: 人)

フリガナ 氏 名	続柄	フリガナ 氏 名	続柄
	世帯主		
被災した住宅の 所在地	〒		
現在の居住地	〒		
日中連絡先電話番号			

(※) 申請者（世帯主）のマイナンバーを以下に記入した場合は住民票の添付が不要となります。

[マイナンバー記入欄]

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2 振込先金融機関(申請者本人名義の口座を記入)

金融機関名		支店名									
金融機関コード		支店コード									
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>								
フリガナ											
口座名義人											

3 住宅の被害状況(該当する項目に☑を記入)

全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊

4 申請する支援金の額(該当する項目に☑を記入し、申請額を記入)

被害状況	複数世帯	単身世帯
全壊	<input type="checkbox"/> 100 万円	<input type="checkbox"/> 75 万円
大規模半壊	<input type="checkbox"/> 50 万円	<input type="checkbox"/> 37 万 5 千円
中規模半壊	<input type="checkbox"/> 50 万円	<input type="checkbox"/> 37 万 5 千円
半壊	<input type="checkbox"/> 50 万円	<input type="checkbox"/> 37 万 5 千円
A申請額	円	

5 振込口座情報の引継ぎ(同意する場合は☑を記入)

災害義援金の配分が行われる場合、当該口座情報を引継ぐことに同意します。

※ 記載された個人情報、被災者生活再建支援金に関する業務(同意がある場合は、災害義援金の配分に関する業務も含む)以外には使用しません。

(以下、市担当者確認欄)

○ 窓口受付時の添付書類確認

国申請書	罹災証明書	預金通帳の写し	マイナンバー確認(なければ住民票交付申請書の記入)	備考欄

○ 窓口担当者 会場: _____ 担当者名: _____

○ 福祉総務課処理欄 処理者: _____

災害名 [市区町村記入欄]

〇〇による災害（内閣府公示名を記載）

申請者は記入不要（市区町村が記入します。）

記入例

第7号

※楷書で丁寧に記入してください。被災者生活再建支援金支給申請書

【同意事項】罹災証明書の被害程度が変更された場合、既に出されていた支給決定が取消又は変更されること

申請日が必ず申請期限内であることを確認してください。

初めて申請する場合は「初回」に〇、2回目以降の申請は「2回目以降」に〇をし、支給通知書に記載の支給番号を記入してください。（不明な場合は記載不要）

申請日 令和 5年 3月 10日

の支給を申請します。

世帯主又は世帯主に準ずる人

申請者氏名 山田 花子

申請回数 [支給番号]	
初回	12-345678
2回目以降	

世帯主以外の方が申請する場合はその理由：
世帯主死亡のため（世帯主との関係：妻）

申請者が世帯主と異なる場合は、その理由を、また同一世帯員以外が申請者となる場合、世帯主との関係を記載してください。

I 被災時の世帯の状況について記入して下さい。

① 世帯主の氏名

ふりがな	やまだ たろう	生年月日		性別	
氏名	山田 太郎	11年 1月 1日		男	女

被災時点での世帯主の氏名を住民票のとおり記載（被災後に死亡、改姓、世帯分離があった場合は注意！）

住民票、罹災証明書等と合致していることを確認してください。

② 被災した住宅の住所

〒123-4567
東京都千代田区平河町〇-〇-〇 〇〇〇〇102号

③ 世帯員の氏名（初めて申請される方は必ず記入してください。） 7人以上の場合は備考欄へ記入して下さい。

	ふりがな	生年月日	ふりがな	生年月日
1		大・昭平・令 年 月 日		
2		大・昭平・令 年 月 日		
3		大・昭平・令 年 月 日		

・初回の場合は必ず記入
・2回目以降の申請は記入不要
被災家屋に被災時居住していた世帯員全員（世帯主を除く）の被災時点での氏名・生年月日を誤りがないように記入してください。
（被災後に死亡、改姓、世帯分離があった場合は注意！）

※世帯員とは、世帯主と住宅及び生計を1つにする世帯員

II 被災世帯の現在の住所等を記入して下さい。

前回申請と同じ（前回申請と同じ場合は口に✓を記入し

現在の住所	<input type="checkbox"/> 被災住所と同じ 〒234-5678 東京都千代田区麹町〇-〇-〇
電話番号	090 (1234) 5678

郵便物が受け取れる住所、日中連絡がとれる電話番号を記入してください。

加算支援金の申請で再建先と支給通知書の受取先が異なる場合は、再建先住所を記入してください。（その場合の通知書送付先は裏面備考欄へ記載）

III 世帯主の支援金の振込先口座を記入して下さい。

前回申請と同じ（前回申請と同じ場合は口に✓を記入し

金融機関名	支店名等	口座番号
みずほ銀行	本店営業部	普通 1234567
ゆうちょ銀行	記号	番号
口座名義 (カナ)	ヤマタ	ハナコ

普通預金のみ対象です。貯蓄預金等ではないことを確認してください。通帳写しのとおり記載してください。

姓と名の間はスペースを空け、濁点は1文字として記入してください。

口座名義が世帯主と異なる場合はその理由を記入してください（前回と同じ名義であれば記入不要です）。

世帯主死亡のため

世帯主死亡がわかる住民票添付や世帯主の委任状（やむを得ない理由）がある場合は、被災時同一世帯員に限り世帯主以外の受取が可。被災特別世帯員受取は親族であっても×。

別記第1号様式（第4条関係）

新潟市「令和6年能登半島地震による災害」に係る
被災者生活再建支援金交付申請書

令和6年 2月 1日

新潟市長 中原 八一 様

住 所 **新潟市中央区学校町通〇番町××**

氏 名 **新潟 太郎**

(世帯主以外の者が申請する場合は、その理由：)

次のとおり、「令和6年能登半島地震による災害」に係る被災者生活再建支援金の交付を申請します。

令和6年1月1日時点の情報を記入してください。

1 被災世帯(世帯に属する者の総数: **4** 人)

フリガナ 氏 名	続柄		
新潟 太郎	世帯主		
新潟 ××	妻		
新潟 ○○	子		
新潟 △△	子		
被災した住宅の 所在地	〒 951-8126 新潟市中央区学校町通〇番町〇番地〇		
現在の居住地	〒 951-8063 新潟市中央区古町通〇番町〇〇		
日中連絡先電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		

(※) 申請者（世帯主）のマイナンバーを以下に記入した場合は住民票の添付が不要となります。

[マイナンバー記入欄]

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

マイナンバーがわからない場合は住民票交付申請書を記入していただきます。

2 振込先金融機関(申請者本人名義の口座を記入)

金融機関名	××銀行	支店名	本店			
金融機関コード	〇〇〇〇	支店コード	001			
預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号				
フリガナ	ニイガタ タロウ					
口座名義人	新潟 太郎					

通帳の写しを参考に、世帯主の口座情報を記入してください。

3 住宅の被害状況(該当する項目にを記入)

- 全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊

4 申請する支援金の額(該当する項目にを記入し、申請額を記入)

被害状況	複数世帯	単身世帯
全壊	<input type="checkbox"/> 100万円	<input type="checkbox"/> 75万円
大規模半壊	<input checked="" type="checkbox"/> 50万円	<input type="checkbox"/> 37万5千円
中規模半壊	<input type="checkbox"/> 50万円	<input type="checkbox"/> 37万5千円
半壊	<input type="checkbox"/> 50万円	<input type="checkbox"/> 37万5千円
A申請額	50万円	

罹災証明の「被害の程度」に応じて記入してください。また、申請額も忘れずに記入してください。

同意する場合は必ずチェックをお願いします。

5 振込口座情報の引継ぎ(同意する場合はを記入)

- 災害義援金の配分が行われる場合、当該口座情報を引継ぐことに同意します。

※ 記載された個人情報は、被災者生活再建支援金に関する業務(同意がある場合は、災害義援金の配分に関する業務も含む)以外には使用しません。

これより下の部分は記入不要です。

○ 窓口受付時の添付書類確認

国申請書	罹災証明書	預金通帳の写し	マイナンバー確認(なければ住民票交付申請書の記入)	備考欄

○ 窓口担当者 会場: _____ 担当者名: _____

○ 福祉総務課処理欄 処理者: _____

支援金全般や基礎支援金に関すること

Q1 居住の実態と住民票上の住所や世帯構成等が異なる場合、どう対応したらよいですか。

A1 世帯の認定や生活本拠の確認は、原則、住民票（被災時点での情報）が基本となります。そのため、住民票上の住所や世帯構成と実態が異なる場合、以下の対応が必要となります。

○ 被災住宅の住所に住民票を置いていなかった場合

被災住所に生活の本拠があったことがわかる証明書類（使用場所記載、被災日を含む使用実績がある公共料金領収書写し、自治会長等の居住証明書等）が必要です。

○ 住民票上の世帯主以外の被災時同一世帯員が世帯主として申請する場合

被災時同一世帯員の方の生計維持証明書類（公共料金契約名義の写し）が必要です。

○ 住民票を一にする世帯がそれぞれ別世帯として申請する場合

住民票上の世帯主と住民票上の世帯主ではない世帯員がそれぞれ別で契約者となっていることがわかる生計別証明書類（双方の公共料金契約名義の写し）が必要です。

○ 住民票上は世帯分離、実態は生計同一であり、一つの世帯として申請する場合

市区町村の担当窓口でお伝えをお願いします。一度、本内容で基礎支援金を申請、受給した場合、住民票上の一方の支援金を受け取らなかった世帯主は別世帯として申請、受給することはできませんので、ご注意ください。

○ 被災時同一世帯員の中で住民票上は世帯員だが、居住実態がない世帯員がいる場合

市区町村の担当窓口でお伝えをお願いします。

Q2 世帯主以外の被災時同一世帯員が支援金の申請、受給することはできますか。

A2 やむを得ない事由等により被災時同一世帯員の受給としたい場合は、委任状等が必要になります。

また、受給を委任できるのは被災時同一世帯員のみであり、親子でも被災時別世帯員の場合は委任することはできません。

Q3 被災後に結婚や離婚により姓が変わった場合、申請に必要な書類はありますか。

A3 改姓がわかる公的証明書を提出してください。また、被災後に世帯構成が変更となった場合でも世帯の基準となるのは、被災時点での世帯主や世帯構成となりますので、原則、被災時の世帯主へ支給することになります。（1被災世帯に1度のみ、世帯主へ支給）

Q4 被災後に当時の世帯主が亡くなった後、申請に必要な書類はありますか。

A4 複数世帯の場合、被災時同一世帯員の申請、受給となりますので被災時世帯主の住民票除票を提出してください。預金通帳の写しは、被災時同一世帯員のものを添付してください。

単数世帯の場合、世帯がなくなるため、申請できません。また、申請後でも支給前に亡くなられた場合には支援金は支給できません。¹

支援金全般や基礎支援金に関すること（続き）

Q5 被災時、借家やアパート等の賃貸住宅に居住していた場合も対象になりますか。

A5 自己所有の住宅に限らず、借家やアパート等の賃貸住宅に居住していた場合でも罹災判定が中規模半壊以上（半壊の場合は解体した場合）で支給要件に該当する場合は対象となります。

Q6 借家やアパート等を所有している大家は、支援の対象とならないのはなぜですか。

A6 国の制度に関する検討会の中で、事業用資産は保険等による備えが基本であり、被災後の支援は融資が原則であるとされたためです。居住する住宅が被害を受けた世帯に対して支援する制度ですので、大家本人が実際に居住している住宅で、支給要件に該当する場合は対象となります。

Q7 被災者生活再建支援金は、所得税の確定申告をする必要はありますか。

A7 ありません。被災者生活再建支援金は、住宅に被害があった世帯に対して、生活の再建支援のために支給されるため、法律により所得税・住民税等の租税その他の公課は課されないこととなっています。

Q8 外国人でも申請、受給することはできますか。

A8 被災時、日本国内に居住実態があれば外国人の方でも申請可能です。振込口座は日本国内の金融機関に限ります。また、加算支援金の申請の際の再建場所は日本国内でなければなりません。

振込先の口座名義の確認のため、ローマ字表記（又は漢字表記）とフリガナ表記の一致が確認できる預金通帳の写し表面と中面の両方を提出してください。

Q9 店舗兼住宅の建物に居住していて被災し、半壊解体世帯として申請する場合の解体の範囲や程度を教えてください。

A9 住宅部分の罹災判定が半壊以上で、解体世帯として申請する場合、建物全てが解体されていること（全部解体）が必要です。解体の程度は、基本的に更地の状態となる必要があります。柱が残っている、建物の一部分が残っている等の状態は対象外となりますので、ご注意ください。

加算支援金に関すること

Q10 基礎支援金の申請中に加算支援金の申請をすることはできますか。

A10 可能です。ただし、基礎支援金の支給後に加算支援金の支給という流れとなります。基礎支援金と加算支援金を同時に申請することも可能です。

Q11 電子契約を締結した場合、契約書に押印はありませんが追加の提出書類は必要でしょうか。

A11 電子契約の場合は、契約が取り交わされた事実を客観的に証明するための書類（合意締結証明書等）を合わせて提出してください。「いつ」「誰が」「どの書類に」合意したのか確認します。

Q12 再建に係る契約書の契約名義は誰であればよいでしょうか。

A12 被災時世帯主又は被災時同一世帯員の契約名義が必要です。また、被災時別世帯員との共同名義も可能となっています。

Q13 被災後に世帯分離した場合は、加算支援金をそれぞれ申請することはできますか。

A13 できません。あくまでも基準となるのは被災時点での世帯が基準となります。

Q14 【建設】区分の契約書で確認するところはどこでしょうか。

A14 主に以下の点を確認しています。

- ・ 工事内容（被災世帯の居住する住宅の建設工事であるか）
 - ・ 工事場所（再建場所）
 - ・ 請負金額（自己負担があるか）
 - ・ 工期（完成日がいつか）
 - ・ 契約日（被災後の契約かどうか）
 - ・ 双方署名捺印
- ※確認できない場合、追加で他の書類提出を求めることがあります。

Q15 【購入】区分の契約書で確認するところはどこでしょうか。

A15 主に以下の点を確認しています。

- ・ 物件種別（被災世帯の居住する住宅の購入であるか）
 - ・ 所在地（再建場所）
 - ・ 購入金額（自己負担があるか）
 - ・ 引渡日（引渡日がいつか）
 - ・ 契約日（被災後の契約かどうか）
 - ・ 双方署名捺印
- ※確認できない場合、追加で他の書類提出を求めることがあります。

加算支援金に関すること（続き）

Q16 【補修】区分の契約書で確認するところはどこでしょうか。

A16 主に以下の点を確認しています。

- ・ 工事内容（被災世帯の居住する住宅の補修工事であるか）
 - ・ 工事場所（再建場所）
 - ・ 金額（自己負担があるか）
 - ・ 工期（完成日がいつか）
 - ・ 契約日（被災後の契約かどうか）
 - ・ 双方署名捺印
- ※確認できない場合、追加で他の書類提出を求めることがあります。

Q17 【補修】区分で契約を締結しない場合の提出書類は何を用意したらよいでしょうか。

A17 補修区分で契約を締結せず補修工事等を行う場合、以下の書類で上記の項目を確認をします。

- ・ 見積書 + 領収書
- ・ 注文書 + 注文請書
- ・ 請求書 + 領収書
- ・ 注文請書 + 領収書

※契約書で確認する項目について上記書類で確認できない場合、追加で他の書類提出を求めることがあります。

Q18 【建設】と【補修】の定義を教えてください。

A18 従前の建物の一部を新しい住宅の一部として使用しないで住宅を造ることを住宅の「建設」とし、従前の建物の一部を新しい住宅の一部として使用して住宅を造ることを住宅の「補修」とされています。

Q19 【賃借（賃貸住宅）】区分の契約書で確認するところはどこでしょうか。

A19 主に以下の点を確認しています。

- ・ 賃貸物件（被災世帯の居住する住宅なのか）
- ・ 物件種別（居住用か）
- ・ 家賃（自己負担があるか）
- ・ 物件所在地（再建場所）
- ・ 契約期間（入居の始期と終期がいつか）
- ・ 双方証明捺印
- ・ 契約日（被災後の契約かどうか）

※確認できない場合、追加で他の書類提出を求めることがあります。

Q20 【賃借（賃貸住宅）】区分で支給対象外となる施設はどこでしょうか。

A20 公営住宅法に基づく公営住宅、災害公営住宅、仮設住宅（賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）含む）、介護保険における施設サービス提供機関（特別養護老人ホーム、老人保健施設等）は支給対象外です。また、あくまで賃借のため費用（自己負担）が発生しない場合は支給対象外です。